

鳥取県告示第102号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社わこう介護サービス	米子市東福原二丁目1-1	茶話本舗わこうデイサービス雲山	鳥取市雲山246-15	通所介護	平成25年1月23日
株式会社エルフィス	米子市両三柳193-3	キャンパスライフエルル両三柳	米子市両三柳206-2	〃	平成25年2月7日
株式会社わかば	鳥取市千代水一丁目118	グループホームわかばの家福部	鳥取市福部町湯山1433	認知症対応型共同生活介護	〃
〃	〃	グループホームわかばの家青谷	鳥取市青谷町亀尻163-1	〃	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社エルフィス	米子市両三柳193-3	キャンパスライフエルル両三柳	米子市両三柳206-2	介護予防通所介護	平成25年2月7日
社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会	倉吉市葵町717-3	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会介護予防通所介護事業所	倉吉市関金町関金宿1115-2	〃	平成24年10月4日